

死亡届提出後の手続き一覧表

下記に該当する方が死亡された場合は手続きが必要です。
詳しくは担当係にお問い合わせください。

手続項目	担当課 担当係 電話番号	手続に必要な書類	その他
国民健康保険加入者	市民課 国保係 (本庁舎1階) 028-681-1116	・国民健康保険証 ・印鑑 ・施主の通帳	施主と確認できるもの (会葬礼状等)
後期高齢者医療該当者	市民課 後期医療年金係 (本庁舎1階) 028-681-1116	・後期高齢者保険証 ・印鑑 ・施主の通帳 ・身分証明書(運転免許証等)	施主と確認できるもの (会葬礼状等)
国民年金の一部 (死亡一時金 ・障害基礎年金 ・遺族基礎年金 ・寡婦年金)	後期医療年金係 (本庁舎1階) 028-681-1116	・年金証書 ・印鑑 ・その他必要な書類	・老齢の国民年金や厚生年金 だった方 宇都宮東年金事務所 (電話 028-683-3211) で手続となります。
65歳以上の方 (介護保険について)	高齢課 介護保険係 (本庁舎1階) 028-681-1155	・介護保険被保険者証 ・印鑑	
障がい者手帳	福祉課 障がい福祉係 (本庁舎1階) 028-681-1161	・障がい者手帳 ・印鑑	
世帯主	市民課 総合窓口係 (本庁舎1階) 028-681-1115	・印鑑	・世帯主が変更になっています。 確認のうえ変更が必要な場合 は手続きが必要です。
印鑑登録	市民課 総合窓口係 (本庁舎1階) 028-681-1115	・印鑑登録証	・死亡日をもって廃止となってい ます。登録証をご返却ください。
固定資産を所有している方	税務課 資産税係	・税務課にお問い合わせ ください。 028-681-1114 (本庁舎2階)	法務局に登録してある土地・家屋がある 方は以下へお問い合わせください。 (宇都宮地方方法務局 電話028-623-0916)
軽自動車等を所有している方	税務課 税政係	028-681-1114 (本庁舎2階)	
市営住宅入居者 世帯員変更 退去手続(単身手続)	建設課 管理係 (第2庁舎1階) 028-681-1119	・住民票 (世帯全員、続柄・本籍入、 マイナンバーなし) ・印鑑	・世帯員が死亡した場合、世帯 員の変更を行います。 ・単身入居者が死亡した場合、 退去手続きが必要です。 ・原則、配偶者以外への承継は できません。

その他の手続につきましては、各関係機関にお問い合わせ下さい。

死亡された方の証明書について

戸籍謄本・抄本 除籍謄本・抄本 (注意)戸籍の記載には約1週間 程度お時間がかかります。	市民課 総合窓口係 (本庁舎1階) 028-681-1115	・印鑑 ・委任状が必要になる 場合があります。	提出先に確認のうえご請求ください。 ①誰の②どんな戸籍が必要か (例)〇〇の出生から死亡まで (例)〇〇の死亡と子供がわかる戸籍
死亡届の記載事項証明	市民課 総合窓口係 (本庁舎1階) 028-681-1115	・印鑑 ・各種保険証券、年金証書	・法令によって提出が義務づけら れている場合のみとなります。 裏面によりご確認ください。